

規制の事前評価書

法令案の名称：保険業法の一部を改正する法律案

規制の名称：保険業に対する信頼性の確保及びその健全な発展を図るための措置

規制の区分：☒新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部署：金融庁企画市場局総務課保険企画室

評価実施時期：令和7年3月7日

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・ 保険業に対する信頼性の確保及びその健全な発展を図るため、特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する体制整備義務を創設するほか、保険会社等による顧客の利益の保護のための体制整備義務の範囲を兼業特定保険募集人が行う取引に拡大し、保険契約の締結等に関する禁止行為に物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないものの提供等を追加する等の措置を講ずる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

(1)大規模な乗合代理店に対する体制整備義務の強化等

- ・ 今般発生した保険金不正請求事案において、大規模な乗合代理店に対しては保険会社の営業上の配慮が働きやすく、保険会社との力関係が逆転する傾向にあることや、複数の保険会社が業務を委託することにより適切な管理・指導等が行き届きにくくなることから、問題が生じやすい状況にあることが明らかとなった。
- ・ また、自動車修理業等の、保険金から修理費等の支払いを受けることで利益を得られる事業を兼業する大規模な乗合代理店において、不正な修理費等の請求が行われ、これに対し保険会社が過大な保険金の支払いを許すこととなり、結果として顧客の利益が害されることとなった。
- ・ したがって、大規模な乗合代理店自身に対して、法令上、必要な体制整備義務を強化していく必要がある。

(2)保険代理店に対する保険会社等による適切な管理・指導等の実効性の確保等

- ・ 今般発生した保険金不正請求事案において、保険会社によって本来行われるべき保険代理店に対する適切な管理・指導等が行われていなかったことを踏まえれば、保険代理店に対する体制整備義務を強化することに加え、保険募集に関する業務の委託元である保険会社等に対しても、保険代理店に対する適切な管理・指導等が十分に機能するよう、法令上、必要な体制整備義務を強化する必要がある。

(3)保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止

- ・ 保険業界の慣行の中では、保険契約者の「グループ企業」のサービスの利用や物品の購入、役務の提供等の「便宜供与」も存在しており、この実績が保険契約の締結に重要な影響を及ぼしているおそれが明らかになった。また、このような便宜供与は、取引の公平性をゆがめてしまうだけでなく、保険商品・サービスの内容で競争することが求められる保険会社等の活力を失わせてしまうおそれもある。
- ・ このため、保険契約者間の公平性を確保し、ひいては、保険業の健全な発展が阻害されないよう

にする観点から、特別の利益の提供として禁止される行為の対象に、例えばサービスの利用や物品の購入、役務の提供等の便宜供与のうち、上記の趣旨に反するようなものを新たに含めるとともに、特別の利益の受け手の対象に、保険契約者又は被保険者のグループ企業を追加する必要がある。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

(1)大規模な乗合代理店に対する体制整備義務の強化等

- ・ 損害保険代理店のうち、保険契約の保険者となるべき二以上の保険会社を有する法人であって当該保険会社から受領した手数料等の対価の額が一定の額以上であること等の要件を満たす者を特定大規模乗合損害保険代理店と定義し、特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関して、以下の措置等を義務付ける。
 - ① 特定大規模乗合損害保険代理店の各営業所又は事務所に、法令等遵守責任者を設置すること。
 - ② 特定大規模乗合損害保険代理店の本店又は主たる事務所に、法令等遵守責任者を指揮すること等を行う者を設置すること。
 - ③ 苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置。
 - ④ 保険募集の業務以外の一定の業務を行う特定保険募集人（「兼業特定保険募集人」という。）である特定大規模乗合損害保険代理店においては、その行う保険募集の業務以外の業務により、保険金の支払いに不当な影響を及ぼさないよう適切に監視すること等の措置。

(2)保険代理店に対する保険会社等による適切な管理・指導等の実効性の確保等

- ・ 保険会社、外国保険会社等及び保険持株会社による顧客の利益の保護のための体制整備義務に関して、兼業特定保険募集人が行う取引により、保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることを防止するために必要な体制整備義務を追加する。

(3)保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止

- ・ 保険契約の締結等に関する禁止行為に関して、その対象となる行為につき、物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないものの提供等を追加し、その対象となる者につき、保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者を追加する。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他の規制手段の検討状況＞

☒検討した ☐検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

(1)大規模な乗合代理店に対する体制整備義務の強化等

- ・ 代替案として、全ての乗合代理店の業務運営に関して、体制整備義務を強化等することも検討したが、代替案の場合、全ての乗合代理店において一律に、より高水準の規制を遵守する費用が発生することになり、過重な規制手段となることが想定されることから、採択しないこととした。
- ・ また、全ての兼業の保険代理店に対して、顧客の利益を不当に害することを防止する体制整備義務を導入することも検討したが、仮に中小規模の兼業保険代理店が不正な修理費等の請求を行っても、（大規模な乗合代理店のように）保険会社からの営業上の配慮は働かず、保険会社による適切な保険金支払査定を通じてこうした不正な修理費等の請求を防止できると考えられることから、採択しないこととした。

(2)保険代理店に対する保険会社等による適切な管理・指導等の実効性の確保等

- ・ 代替案として、兼業の保険代理店のみならず全ての保険代理店に対する保険会社等による適切な管理・指導等の実効性の確保等を規定することも検討したが、代替案の場合、全ての保険代理店に対する保険会社等による管理・指導について一律に、より高水準の規制を遵守する費用が発生することになり、過重な規制手段となることが想定されることから、採択しないこととした。

(3)保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止

- ・ 代替案として、全ての便宜供与を禁止することも検討したが、代替案の場合、取引上の社会通念に照らし相当であると認められる便宜供与も含めて一律に規制することになり、過重な規制手段となることが想定されることから、採択しないこととした。

<その他非規制手段の検討状況>

- ☒ 非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した
- ☐ 非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった
- ☐ 非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した
- ☐ 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

(1)大規模な乗合代理店に対する体制整備義務の強化等

- ・ 本案では、下記 4 に記載のような遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果も生じるが、特定大規模乗合損害保険代理店の業務品質の向上を通じて、顧客（保険契約者）が当該代理店からより適切な保険を選択・購入できるようになるほか、不正な修理費等の請求を防止できるようになることから、プラスの効果がこれを上回ると考えられる。
- ・ なお、規制の対象となる特定大規模乗合損害保険代理店の数は、令和 5 年度において 500 社程度存在する「規模の大きい特定保険募集人」を絞り込んだ数となる見込み。具体的な数は、事後評価までに把握予定。

(2)保険代理店に対する保険会社等による適切な管理・指導等の実効性の確保等

- ・ 本案では、下記 4 に記載のような遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果も生じるが、保険会社等による適切な管理・指導等の実効性を確保することにより、兼業の保険代理店からの不正な修理費の請求を防止でき、保険会社等の顧客の利益が損なわれないようになることから、プラスの効果がこれを上回ると考えられる。
- ・ なお、規制の対象となる保険会社等の数は、令和 7 年 2 月末時点で 112 社（保険会社 76 社、外国保険会社等 21 社、保険持株会社 15 社）となる。また、規制の影響を受ける兼業特定保険募集人の数は、令和 6 年 3 月末時点で約 12.5 万店存在する兼業を行っている損害保険代理店のうち、内閣府令で定める業務を兼業しているものに絞り込んだ数となる見込み。

(3)保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止

- ・ 本案では、下記 4 に記載のような遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果も生じるが、保険契約者等への過度な便宜供与が禁止されることで、保険契約者間の公平性が確保されるとともに、便宜供与の多寡でどの保険会社等と保険契約を締結するかが決められてしまうおそれが無くなり保険業の健全な発展も確保されることから、プラスの効果がこれを上回ると考えられる。

- ・ なお、規制の対象となる保険会社等の数は、保険会社 76 社、外国保険会社等 21 社、少額短期保険業者 122 者、保険仲立人 67 社（以上、令和 7 年 2 月末時点）、生命保険募集人約 124 万人、損害保険募集人約 179 万人、少額短期保険募集人（募集人資格取得者数）約 32 万人、保険仲立人の役員又は使用人約 500 人（以上、令和 6 年 3 月末時点）などとなる見込み。

4 負担の把握

【新設・拡充】

(1)大規模な乗合代理店に対する体制整備義務の強化等

<遵守費用>

- ・ 規制の対象となる特定大規模乗合損害保険代理店において、体制整備義務の遵守（例えば、法令等遵守責任者設置のための追加的な人員の確保）に係る費用が発生する。
- ・ なお、規制の対象となる特定大規模乗合損害保険代理店の数は、令和 5 年度において 500 社程度存在する「規模の大きい特定保険募集人」を絞り込んだ数となる見込み。具体的な数は、事後評価までに把握予定。

<行政費用>

- ・ 特定大規模乗合損害保険代理店に対する体制整備義務の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。

(2)保険代理店に対する保険会社等による適切な管理・指導等の実効性の確保等

<遵守費用>

- ・ 規制の対象となる兼業特定保険募集人の所属保険会社等において、体制整備義務の遵守（例えば、兼業特定保険募集人が行う取引に伴い、顧客の利益が不当に害されることのないよう、保険関連業務に関する情報の管理や実施状況の監視を行うための体制整備）に係る費用が発生する。
- ・ なお、規制の対象となる保険会社等の数は、令和 7 年 2 月末時点で 112 社（保険会社 76 社、外国保険会社等 21 社、保険持株会社 15 社）となる。また、規制の影響を受ける兼業特定保険募集人の数は、令和 6 年 3 月末時点で約 12.5 万店存在する兼業を行っている損害保険代理店のうち、内閣府令で定める業務を兼業しているものに絞り込んだ数となる見込み。

<行政費用>

- ・ 兼業特定保険募集人の所属保険会社等に対する体制整備義務の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。

(3)保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止

<遵守費用>

- ・ 規制の対象となる保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止規定の遵守（例えば、過度な便宜供与に該当するかどうかの確認を行うための体制整備）に係る費用が発生する。
- ・ なお、規制の対象となる保険会社等の数は、保険会社 76 社、外国保険会社等 21 社、少額短期保険業者 122 者、保険仲立人 67 社（以上、令和 7 年 2 月末時点）、生命保険募集人約 124 万人、損害保険募集人約 179 万人、少額短期保険募集人（募集人資格取得者数）約 32 万人、保険仲立人の役員又は使用人約 500 人（以上、令和 6 年 3 月末時点）などとなる見込み。

<行政費用>

- ・ 保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止規定の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

(1)大規模な乗合代理店に対する体制整備義務の強化等

- ・ 大規模性に着目して上乗せの義務を課すことについては、特に異論はないが、その対象については、相当程度大きいものに絞り込んでいくような合理的な範囲にさせていただくのが、あるべき方向性。
- ・ 体制整備や兼業に係る管理方針の策定については、合理性のある内容だと思うが、実際に細かい規制や運用を検討していく際に、代理店にとって過大な、人的、資金的負担にならないような、有効かつ必要最小限なものとしていただき、実態に即して合理的な義務を設定していただきたい。

(2)保険代理店に対する保険会社等による適切な管理・指導等の実効性の確保等

- ・ 特段なし。

(3)保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止

- ・ 顧客の選択をゆがめるような過度な便宜供与に当たる出向については、ぜひとも解消すべきであることには全く異論はないが、出向全てをなくす必要はなく、むしろ保険会社等の人材育成とか、あるいは顧客ニーズの把握などにプラスの面もあるような出向については、今後も認められるべき。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議：令和6年3月26日、4月25日、5月24日、6月7日
- ・ 損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ：令和6年9月27日、10月16日、10月30日、11月15日、12月5日、12月13日
- ・ 業界団体との意見交換会：
[生命保険協会] 令和6年11月15日、令和7年2月21日
[日本損害保険協会] 令和6年12月19日、令和7年2月20日

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議：あり
(第1回) <https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo/gijiroku/20240326.html>
(第2回) <https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo/gijiroku/20240425.html>
(第3回) <https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo/gijiroku/20240524.html>
(第4回) <https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo/gijiroku/20240607.html>
- ・ 損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ：あり
(第1回) https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/gijiroku/20240927.html
(第2回) https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/gijiroku/20241016.html
(第3回) https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/gijiroku/20241030.html
(第4回) https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/gijiroku/20241115.html
(第5回) https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/gijiroku/20241205.html
(第6回) https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/gijiroku/20241213.html
- ・ 業界団体との意見交換会：なし（「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」の公表あり）

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・ 「保険業法の一部を改正する法律案」の施行後５年を目途として、この法律による改正後の保険業法の規定の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。